



2011年6月15日

藤沢市 藤沢市教育委員会委員長 小澤一成 様

教科用図書の採択に関する陳情書

<陳情項目>

(1) 教科用図書の採択にあたっては、各学校の教育現場の状況や中学生の現状を一番良く把握されている教科担当教員のみなさんの意見が集約された「教科用図書調査書」を最大限に尊重してください。その意見と異なる判断をする場合には、その理由を明確に説明してください。

(2) 中学校社会の歴史教科書に関しては、教科用図書検定基準である「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という観点が、今後、日本が国際社会に生き、平和を築き上げるために重要であり、その観点を尊重して教科用図書を採択してください。

(3) 中学校社会の公民教科書に関しては、日本国憲法の三大原則である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義が十分に学べる教科用図書を採択してください。

(4) 藤沢市は6000人におよぶ外国籍市民や、数千人と推定される外国につながる市民が居住し、多文化共生を課題とする都市であり、どの学校にも必ずと言って良いほど外国につながる子どもたちが共に学んでいます。社会科教科書については、そうした藤沢の特性を十分考慮した、教科書採択をしてください。

<陳情の趣旨>

(1) 教育委員会は、あくまでも中立的な立場に立ち、地方自治を体現し、住民の総意もしくは大多数の意見を教育分野に反映する役割・使命があると考えます。このため、教科用図書の採択にあたっては、多くの市民や保護者の方々の意見が反映されることは言うまでもなく、特に、実際の教育現場で日々実践しておられる先生方の意見は最も尊重されるべきと考えます。具体的には、藤沢市の中学生の状況を一番よく把握され、更に、専門分野の観点からも教科用図書を適切に評価できる先生方の意見が集約されたものが「教科用図書調査書」です。この大多数の意見を尊重してください。

すでに1966年にユネスコ・ILOの共同で、以下の勧告が出されています。「教員は児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するために特に資格を与えられたものであるから、承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を受けて、教材の選択および採用、教科書の選択ならびに教育方法の適用について、不可欠の役割を与えられるべきである」(「教員の地位に関する勧告」)。

また、日本政府においても、1997年3月28日に閣議決定「規制緩和推進計画の再改訂について」の中の「教科書の採択制度」の項において次の方針が示されています。

「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、教科書採択の調査研究に、より多くの教員の意向が反映されるよう、(略)都道府県の取り組みを促す」

これらは、すべて教育現場の教員の意見を尊重し、反映すべきであることをうたっています。

(2) 中学校社会の歴史教科書に関しては、今後、日本が国際社会に生き、平和な国際社会を築き上げることが重要であり、そのためには、自国中心の歴史観ではなく、隣国の国々と共有できる歴史的事実を学ぶ必要があると考えます。それは「義務教育諸学校教科用図書検定基準」で次のように定めています。

「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」

この観点から、特に近現代史において、客観的に日本の侵略戦争や植民地支配で特にアジアの国々へ多大な被害を与えた事実を学び、それを知った上で平和な国際社会を築いていけるような教科用図書を採択してください。

(3) 中学校社会の公民教科書に関しては、日本国憲法の三大原則である国民主権・基本的人権の尊重・平和主義が十分に学べる教科用図書を採択して下さい。

天皇主権から国民主権へ、侵略戦争の反省から平和主義へ、人権軽視から人権の尊重へと、日本国憲法が歴史的成果をふまえ、十分に学べるような教科書を採択してください。

藤沢市辻堂6-2-10

みんなの教育・ふじさわネット

代表 松本一郎



以上